

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成21年  
5月15日  
(金曜日)

## 目次

告示

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....

道路の位置の指定(建築指導課).....

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(教育政策課).....

公告

大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....

大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....

農地保有合理化事業規程の変更の承認(農業経営課).....

土地改良区役員届出(農村整備課).....

教委公告

平成二十一年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施.....

選管告示

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定.....

### 山口県告示第二百一十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年五月十五日

山口県知事 二井 関 成



土地改良区の名称

山口市小鯖土地改良区

認可年月日  
平成二一、五、一

### 山口県告示第二百一十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市生野屋西四丁目二一〇の七	四・〇	四一・七	二〇七・一一

### 山口県告示第二百一十三号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「県立学校コンピュータ教室用機器 県立学校ネットワーク用端末機器」を「県立学校コンピュータ教室用機器」に改める。



(一六四) 大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年五月十五日から同年九月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 明屋書店MEGA大内御堀店

所在地 山口市大内御堀一六八の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社山口明屋書店 愛媛県松山市湊町四丁目一の一九 安藤 大三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社山口明屋書店 愛媛県松山市湊町四丁目一の一九 安藤 大三

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十二月二十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七七二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六二台

(二) 駐輪場の収容台数

二二台

(三) 荷さばき施設の面積

二四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称

株式会社山口明屋書店

開店時刻

午前八時

閉店時刻

午後一〇時三〇分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十一時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十一年四月二十日

(二六五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年十二月二十六日山口県公告(四八〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年五月十五日から同年六月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス山口大内店

所在地 山口市大内矢田三四五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二六六) 農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認しました。

平成二十一年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 農地保有合理化法人の主たる事務所の所在地及び名称

山口市葵二丁目五番六九号

財団法人やまくち農林振興公社

- 二 農地保有合理化事業の種類
  - (一) 農地売買等事業
  - (二) 農地信託等事業
  - (三) 農業生産法人出資育成事業
  - (四) 研修等事業

(一六七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年五月十五日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
下関市吉見土地改良区	理事	山本 令誠	下関市大字吉見上二二八七	
"	理事	福本 武文	大字吉見下二二九四	
"	理事	岡崎 茂生	大字吉見上五三七	
"	理事	倉重 一男	大字吉見下二二九〇	
"	理事	工藤 清美	二二八二	
"	理事	本木 俊行	二二七一	
"	理事	長岡 明敏	二二一九	
"	理事	重富 清元	二二二三の一	
"	理事	倉重 憲治	二二九六	
"	理事	林 孝	吉見里町二丁目五番一九号	
"	理事	吉村 弘二	八番一五号	
"	理事	山本 弘司	吉見里町一丁目一番一七号	
"	理事	安本 勝	大字吉見下一七四八	
"	理事	井村 成信	一七五九	
"	理事	安田 和実	吉見本町二丁目二番一五号	
"	理事	山本 吟市	大字吉見上九六九	
"	理事	安村 正昭	一九〇の一	

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
下関市安岡土地改良区	理事	高見 豊	下関市大字蒲生野二八一	
下関市吉見土地改良区	理事	山本 令誠	大字吉見上二二八七	
"	理事	福本 武文	大字吉見下二二九四	
"	理事	岡崎 茂生	大字吉見上五三七	
"	理事	倉重 一男	大字吉見下二二九〇	
"	理事	藤永 清一	二二九二	
"	理事	金田 長治	二二八八	
"	理事	津森 睦美	二二八四	
"	理事	本木 俊行	二二七一	
"	理事	森田 由三	二二八三	
"	理事	市村 哲也	吉見里町二丁目四番八号	
"	理事	吉富 宏昭	大字吉見下一五九五	
"	理事	安本 勝	一七四八	
"	理事	林 雅之	一七二二	
"	理事	安田 和実	吉見本町二丁目二番一五号	
"	理事	二田 義和	大字吉見上二〇七七	
"	理事	藤井 正則	一四〇	
"	理事	野村 博視	二二〇の一	

選考区分	校種等	教科(科目等)	採用見込者数

一 目的  
この試験は、平成二十二年度における教員（山口県公立学校教員の採用に関する規則（平成三年山口県教育委員会規則第三号）第一条に規定する教員をいう。）としての採用を志願する者について、その採用に当たつての選考資料とするために実施するものです。

二 選考区分、校種等、教科（科目等）及び採用見込者数  
選考区分並びに試験を行う校種等、教科（科目等）及び採用見込者数は、次の表のとおりです。

山口県教育委員会

平成二十二年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施  
平成二十二年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。  
平成二十一年五月十五日

公告

下関市王司土地改良区

監事	西本 公久	大字吉見下一一五
監事	松本 司	一一八五
監事	森川 和雄	永田本町二丁目一番二八号
監事	津森 正生	大字吉見下一二六八
監事	重富 敏子	二二八〇
理事	中森 望	王司神田三丁目五番四号
理事	河内 安信	大字員光一三三二六の一
理事	三原 明	赤池町八番一八号
理事	宮田 康男	大字員光一九六二の三
理事	張光 貢義	四八二
理事	村上 芳彦	大字山田四一一
理事	池田 直樹	王司神田四丁目一番二〇号



社会人特別選考		一般選考							
高等学校	中学校	小学校	養護教諭	特別支援学校高等部	特別支援学校中学部	特別支援学校小学部	高等学校	中学校	小学校
一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。			高等学校に準ずる。	中学校に準ずる。		国語 地理歴史(地理) 数学 理科(物理) 外国語(英語) 化学(生物) 保健体育 芸術(美術) 英語(英語) 家庭工業(機械系) 電気 系工業系 土木建築系 商業	国語 社会 家庭 理科 音楽 美術 保健 技術 数学 外国語(英語)	
若干人	若干人	若干人	八人程度	一人程度	一人程度	一人程度	三十五人程度 数学 九人程度 国語 九人程度 外国語 九人程度 体育 九人程度 保健 九人程度 その他 九人程度	七十三人程度 数学 十三人程度 理科 八人程度 外国語 八人程度 保健体育 六人程度 その他 七人程度	七十三人程度

スポーツ・芸術特別選考	看護科・特別選考	身体障害者として選考した者	看聴科・特別選考	入部特別選考	スポーツ・芸術特別選考
高等学校	特別支援学校高等部	小学校(特別支援学校の小学部を含む。)	特別支援学校高等部	中学校(特別支援学校の中学部を含む。)	中学校(特別支援学校の中学部を含む。)
保健体育 芸術(美術)	療養	一般選考に準ずる。	療養	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。
若干人	一人程度	若干人	一人程度	若干人	若干人

注 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の校種等における採用者については、小学校、中学校及び高等学校との人事交流は行いません。

三 受験資格

(一) 一般選考

- 教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。
- 次のいずれかに該当する者
    - 昭和五十年四月二日(高等学校の工業及び商業の教科の志願者にあつては、昭和四十五年四月二日)以降に生まれた者
    - 昭和四十年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)
    - 平成二十一年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第二次試験の不合格者のうち総合成績がAであるもの(平成二十一年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。以下「特例志願者」という。)
  - 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成二十二年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者
  - 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいずれにも該当しない者
  - 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法

(二) 社会人特別選考

に基づき授与された盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校の教員の普通免許状を有する者又は平成二十二年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

(三) スポーツ・芸術特別選考

- 現に民間企業等に五年以上継続勤務している者
  - 昭和四十五年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者
  - (一)の2及び3に掲げる者
- 教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者又は日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出場して四位以内に入賞し、かつ、その競技に係る技能を一定の期間維持した者(団体に競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。)
- 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者又は全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者

(四) 看護科・理療科教諭特別選考

- 昭和五十年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者
  - 昭和四十五年四月二日以降に生まれた者
  - (一)の2及び3に掲げる者
- 看聴科・理療科教諭特別選考
- 教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。
- 次のいずれかに該当する者
    - (一)の2に掲げる者
    - あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証及びきゅう師免許証を有し、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師として五年以上の実務経験を有する者
  - 次のいずれかに該当する者
    - 昭和四十五年四月二日以降に生まれた者
    - 昭和四十年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)
  - (一)の3に掲げる者



(五) 身体障害者を対象とした選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 2 職務の遂行について介護を要しない者

四 受付の期間等

平成二十一年五月十五日(金曜日)から同年六月五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場合は、六月五日までの消印のあるものに限りません。)

なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成二十一年六月一日以降は、すべて速達としてください。

五 志願手続

志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に提出してください。

ただし、(七)に掲げる書類のうち、合格を証明できる書類の写し又は成績を証明できる書類の写しの提出者は、第一次試験の初日に(七)に掲げる書類の原本を持参してください。

なお、(一)から(五)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用してください。

- (一) 教員採用志願書
- (二) 受験票
- (三) 志願登録票
- (四) 自己推薦票
- (五) 社会人、スポーツ・芸術、看護科・理療科教諭特別選考志願者申告票
- (六) 現に国公立学校又は私立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)にあつては、その所属する学校の校長が発行する在職証明書
- (七) 中学校及び高等学校の外国語(英語)の志願者のうち次の表の上欄に掲げるもの(以下「特定資格保有者」という。)にあつては、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類

区 分	書 類
-----	-----

財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定一級合格者

国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいて五百九十点以上(コンピュータ版のものにあつては二百四十三点以上)インターネット版のものにあつては九十七点以上)を取

得した者  
財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて八百六十点以上を取得した者

同協会の発行する合格証明書(開封無効)又は合格を証明できる書類の写し	成績を証明できる書類の写し
------------------------------------	---------------

(八) スポーツ・芸術特別選考の志願者にあつては、競技歴並びに入賞した競技会、コンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。)

(九) 身体障害者を対象とした選考の志願者にあつては、身体障害者手帳の写し

六 インターネットを利用する方法による志願手続

(一) 一般選考の志願者(五の(六)及び(七)に規定する者を除く。)は、インターネットを利用する方法により志願することができます。

(二) 志願の受付の期間

平成二十一年五月十五日(金曜日)午前九時から同月二十九日(金曜日)午後五時まで

七 志願上の留意点

(一) 志願書類等が不備であるものは、受理しません。

(二) 受験票は、七月上旬に送付します。

(三) 志願は、二の表に掲げる校種等の教科(科目等)のいずれか一に限りすることができます。

ただし、スポーツ・芸術特別選考の志願者は、同一の教科(科目等)について二以上の校種等を志願することができます。

(四) 志願書類受付後の選考区分、校種等及び試験地の変更は、認めません。

(五) 車いすの使用、点字による受験等を希望する場合は、出願前に連絡してください。

八 志願書類の請求

志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。同時に二部請求する場合にあつては、六十円分の切手を割増郵送料として追加してください。

九 受験資格等の確認に必要な書類の提出

九 受験資格等の確認に必要な書類の提出

次に掲げる書類等を第一次試験の初日(特例志願者にあつては、第二次試験の初日)に提出してください。  
 なお、(二)から(七)までに掲げる書類等は、試験地、選考区分、校種等及び教科(科目等)を表に明記した封筒に入れて提出してください。

- (一) 整理票
- (二) 志願しようとする校種等の受験資格に係る免許状の写し又は免許状取得見込証明書(聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者にあつては、受講証明書及び卒業した大学の単位修得証明書)
- (三) (二)に掲げるもののほか、志願者が有する普通免許状(校種等及び教科が同一であるものについては、そのうち最も上位であるものに限る。)の写し又は免許状取得見込証明書
- (四) 最終卒業学校又は在学中の学校の成績証明書(開封無効)(大学院等の修了者及び在学者並びに大学を卒業した後通信教育を受講した者及び受講中の者にあつては卒業した大学の成績証明書、教員養成機関の卒業者及び卒業見込みの者にあつては当該教員養成機関の成績証明書、短期大学等を卒業した後四年制大学へ編入学した者にあつては卒業した短期大学等の成績証明書及び編入学した四年制大学の成績証明書)
- (五) 司書教諭の講習を修了した者にあつては、修了証書の写し
- (六) 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定二級合格者(特定資格保有者を除く。)(にあつては同協会の発行する合格証明書(開封無効)又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいて五百点以上(コンピュータ版のものにあつては百七十三点以上、インターネット版のものにあつては六十一点以上)を取得した者及び財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて六百五十点以上を取得した者(特定資格保有者を除く。)(にあつては成績を証明できる書類の写し)
- (七) 看護師・理療科教諭特別選考の志願者にあつては、看護師免許証の写し又はあん摩マッサージ指圧師免許証の写し、はり師免許証の写し及びきゅう師免許証の写し

区分	期 日	試験地	選考区分	校種等(教科)	会場	所在地
			を考者選 者選 害た 障と 体象	小 学 校 中 学 校 一 般 選 考 に 準 ず る 教 科 高 等 学 校 一 般 選 考 に 準 ず る 教 科		

注	第二次試験		第一次試験		身対
	平成二十一年八月二十九日(土曜日)及び同月三十日(日曜日)	山口県	平成二十一年七月十八日(土曜日)及び同月十九日(日曜日)	山口県	
1	特別志願者に対しては、第一次試験を免除します。	山口県	特別志願者に対しては、第一次試験を免除します。	山口県	山口県立山口高等学校
2	特別支援学校小小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の試験地でそれぞれ受験することになります。	山口県	特別支援学校高等部(理療)	山口県立山口高等学校	山口市糸米二丁目九番一号
3	中学校(数学、理科)及び高等学校(数学、理科、工業、商業)の志願者は、第一次試験について、山口県又は神奈川県のいずれかの試験地を選ぶことができます。	山口県	看護科・理療科特別選考 スポーツ・芸術特別選考 社会人特別選考	山口県立西京高等学校	山口市黒川二五八〇の一
		山口県立防府高等学校	特別支援学校高等部(理療)	山口県立山口中央高等学校	山口市宮島町六番一号
		山口県立防府高等学校	特別支援学校高等部(理療)	山口県立西京高等学校	山口市黒川二五八〇の一

十一 試験の実施事項及び日程  
 (一) 第一次試験  
 1 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

期日	実施事項	日 程	受 付	
			諸 絡	受 付
平成二十一年七月十八日(土曜日)	筆記試験 美術実技(中学校及び高等学校の美術)の志願者 技術実技(中学校及び高等学校の技術)の志願者 家庭実技(中学校及び高等学校の家庭)の志願者 英語リスニング(中学校及び高等学校)の志願者 特別支援教育専門(特別支援学校小高等部)の志願者 個人面接Ⅰ(志願者全員)	午後零時二十分から午後零時四十分まで	教 科 専 門	午後零時二十分から午後一時五十分まで
			小 学 校 の 志 願 者	午後零時二十分から午後二時まで
平成二十一年七月十九日(日曜日)	面接 音楽実技(中学校の音楽の志願者) 体育実技(中学校及び高等学校の保健)の志願者 英語スピーキング(中学校及び高等学校)の志願者 養護に関する実技(養護教諭の志願者)	午後二時十分から午後五時二十分まで	教 職 専 門	午前八時三十分から午前九時二十分まで
			小 学 校 の 志 願 者	午前八時三十分から午前九時三十分まで
平成二十一年七月二十日(月曜日)	実技試験 音楽実技(小学校の志願者) 体育実技(小学校の志願者)	午後九時三十分から午後五時まで	教 科 専 門	午前九時三十分から午後五時まで
			小 学 校 の 志 願 者	午前九時三十分から午後五時まで

注 1 現に他の都道府県において一般選考に相当する選考区分又は身体障害者を対象とした選考

考に相当する選考区分により採用されて国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)に対しては、教職専門に係る筆記試験を免除します。  
 2 特定資格保有者に対しては、教科専門に係る筆記試験の一部を免除します。  
 3 特別支援学校小学校部、中学部及び高等部の志願者の教科専門及び実技は、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校でそれぞれ受験することになります。  
 2 社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考

(二) 第二次試験

期日	実施事項	日 程
平成二十一年七月十八日(土曜日)	面接試験	午後九時十分から午前十時まで
	面接試験	午前八時五十分から午後五時二十分まで
平成二十一年七月十九日(日曜日)	面接試験	午前九時十分から午前十時まで
	面接試験	午前八時五十分から午前九時五十分まで

十二 試験の内容並びに評価及び選考の方法  
 (一) 試験の項目及び評価の視点  
 1 第一次試験  
 (1) 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

期日	実施事項	日 程
平成二十一年八月二十日(土曜日)	面接	午前八時十分から午前十時まで
	面接	午前八時五十分から午前九時五十分まで
平成二十一年八月三十一日(日曜日)	面接	午前九時十分から午前十時まで
	面接	午前八時五十分から午前九時五十分まで

試験の項目	内 容	評 価 の 視 点
教 職 専 門	教育法規、教育原理、教育心理学、学習指導、生徒指導、人権教育、一般教養及び特別支援教育	教員として必要な教職専門分野に関する知識及び理解



実技試験	筆記試験	
	養護教諭	専任
<p>技術実技(中学校及び特別支援学校)の技術の志願者)</p> <p>家庭実技(中学校及び特別支援学校)の家庭の志願者)</p> <p>英語リスニング(中学校及び特別支援学校)の英語の志願者)</p> <p>英語スピーキング(中学校及び特別支援学校)の英語の志願者)</p>	<p>特別支援教育(特別支援学校)の志願者)</p> <p>特別支援教育(特別支援学校)の志願者)</p>	<p>小学校及び特別支援学校(小・中・高)の志願者)</p> <p>中等学校及び特別支援学校(小・中・高)の志願者)</p> <p>高等学校及び特別支援学校(小・中・高)の志願者)</p> <p>特別支援教育(特別支援学校)の志願者)</p> <p>特別支援教育(特別支援学校)の志願者)</p>
<p>当日指定する簡単な日用品の設計、加工及び組み立て</p> <p>被服製作及び調理実習</p> <p>リスニングテスト</p>	<p>志願する教科及び科目等同一の教科</p> <p>志願する教科及び科目等同一の教科</p> <p>養護教諭の職務</p> <p>衛生学 解剖学・生理学 栄養学 精神保健 学校保健</p>	<p>国語 社会 算数 理科 生活 図画工作 家庭</p> <p>志願する教科と同一の教科</p> <p>志願する教科及び科目等同一の教科</p> <p>養護教諭の職務</p> <p>衛生学 解剖学・生理学 栄養学 精神保健 学校保健</p>
<p>当日指定する議題についての集団討論</p> <p>積極性、発言の内容、表現力及び技術力</p>	<p>特別支援学校の教員として必要な専門的知識及び理解</p>	<p>特別支援学校の教員として必要な専門的知識及び理解</p>

試験の項目	内容	評価の視点
面接試験 B	個人面接	表現力、判断力、積極性、指導力、協調性、教育に関する熱意、教員としての適性等
面接試験 A	個人面接 教職専門試験の試験の項目及び試験の科目等)専門試験の内容に関する口述試験	(一) 教員として必要な教職専門分野に関する基礎的知識及び理解の知識及び経験と教育との関連性としての適性及び教育に関する熱意
面接試験 B	個人面接	表現力、判断力、積極性、人間性、人権意識、倫理観等
面接試験 A	個人面接 教職専門試験の試験の項目及び試験の科目等)専門試験の内容に関する口述試験	(二) 教員として必要な教職専門分野に関する基礎的知識及び理解の知識及び経験と教育との関連性としての適性及び教育に関する熱意
試験の項目	内容	評価の視点
2 第二次試験	個人面接 II 等	個人面接及び適性検査
個人面接 I	個人面接	表現力、判断力、積極性、人間性、人権意識、倫理観等
個人面接 II	個人面接	表現力、判断力、積極性、人間性、人権意識、倫理観等

(2) 社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考

(一) 評価の方法  
各試験の項目について、それぞれの評価の視点に基づき、各試験の項目ごとにそれぞれの成績の上位からS、A、B、C及びDの五段階に区分して評価します。

(二) 選考の方法  
各試験の項目の評価の結果(第二次試験にあつては、第一次試験の結果及び第二次試験における各試験の項目の評価の結果)に基づき、出願時の提出書類等を考慮しつつ、受験者の人物を重視して総合的に判断します。

十三 第一次試験の合格者の発表日等  
平成二十一年八月十七日(月曜日)とし、同日午前九時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合成績の上位からA、B、C、D

及びEの五段階に区分した選考結果並びに受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b、c、d及びeの五段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。

十四 採用候補者名簿への登載等

(一) 第二次試験の結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載し、平成二十一年十月一日(木曜日)午前九時に採用候補者名簿に登載された者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。

また、第二次試験の受験者全員に文書で登載の有無を通知します。

(二) 第二次試験の不合格者に対し、総合成績の上位からA、B及びCの三段階に区分した選考結果並びに第二次試験の受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b及びcの三段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。

(三) 第二次試験の不合格者のうち、総合成績がAであるものに対しては、平成二十三年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験(平成二十二年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。

(四) 採用候補者名簿に登載された者で大学院へ進学するために採用を辞退したもののうち、次のいずれにも該当するものに対しては、平成二十四年度山口県公立学校教員採用候補者試験の第一次試験(平成二十二年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。

- 1 平成二十四年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
- 2 平成二十四年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者

(五) 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科以外の校種等及び教科に係る普通免許状の取得状況、司書教諭の講習の受講状況並びに英語に関する能力に関する試験の成績についても考慮します。なお、平成二十二年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿から抹消することがあります。

(六) 採用候補者名簿に登載された者のうち平成二十二年三月三十一日までに三の(一)の2又は4の普通免許状を取得する見込みの者が同日までに当該普通免許状の取得ができない場合は、採用候補者名簿から抹消します。

(七) 採用は、採用候補者名簿に登載された者のうちから必要に応じて決定します。

(八) 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

十五 給与

給料(義務教育等教員特別手当を含む。)は、原則として一月当たり次の表のとおり

平成二十一年五月十五日印刷  
平成二十一年五月十五日発行

発行所 山口県庁  
発行人 山口県知事

り支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

校種	資格	
	博士の学位を有する者	修士の学位を有する者
小学校	二八〇、〇四六円	二三三、五六二元
中学校	二八〇、〇四六円	二〇九、九一四円
高等学校	三〇二、二四六円	二二七、九七六円
特別支援学校	三〇二、二四六円	二五三、六四〇円
		短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者
		一九九、三二六円

注 給料の月額は、平成二十一年四月一日現在のものです。

十六 その他

(一) 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課(電話〇八三一九三三―四五五〇)に連絡してください。

(二) この試験について不明な点がある場合には、山口県教育庁教職員課に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護老人保健施設を次のとおり指定した。

平成二十一年五月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

名 称 所 在 地 指定年月日  
介護老人保健施設なごや 周南市高水原二丁目七番二号 平成二一、四、二八  
か熊毛